

農民委員会運動の展開

—一九三〇年代の運動—

はじめに

これまで一九二〇—三〇年代の農民運動は、もっぱら農民運動Ⅱ小作争議Ⅱ地主・小作間の小作料と小作地をめぐる抗争として扱われてきた。しかしながら、我々がすでに明らかにした如く、一九二〇—三〇年代の運動は、小作農民運動ではなく、(1)小作争議と、(2)農業経営者全体(自作農・耕作小地主を含む)の税金・借金・農産物価格・独占価格等に対する闘争という、矛盾する側面をもつ二つのタイプから構成される農業経営者の運動Ⅱ勤労農民運動として規定されざるをえないものであった。

ところで、農民運動の(2)のタイプのうち、一九二〇年代(昭和恐慌前)の農民大会・村民大会運動についてはすでに明らかにしたので、本稿では一九三〇年代の運動の中で、共産党の影響力が強い全農全国会議派の農民委員会運動について検討しよう(農民大会・村民大会運動と農民委員会運動との関係については、「従来農民大会、農民代表者会議の組織を重要視して来たが、農民委員会は、それ等の組織をより完全に発展せしめた形態である」という指摘にみられるとおり、連続的なものである)。

農民委員会運動についての研究には、一柳茂次「全農全国会議の歴史的意義」があり、全農全国会議の結成から解体までを検討する中で、農民委員会運動について詳細に解明している。同論文は、農民委員会の提起をもって「小作人組合から貧農組合への組織規定の転換」として位置づけ、そ

の運動は「半封建的搾取に対するたたかいを、資本主義的搾取に対するたたかいに広げるといふ、農民闘争の階級的性格に対する新しい把握と結びついている」。「農民委員会運動の本質は、農民組合に団結した農民を中心に、農村の勤労大衆の多数者獲得を目ざす統一戦線戦術の実践にほかならない」とし「部落世話役活動は、農民委員会運動のための中心的な工作形態として位置づけられる」と部落世話役活動の重要性を指摘する。

一柳論文には、次の三つの問題点がある。

第一に、同論文では、小作農民運動に農民委員会運動が入ってくることで、本質的な面が明らかにされないという点で問題がある。第二に、農民委員会運動の中で部落世話役活動がとくに重視され、村落—地方—府県—政府へと展開する運動形態の広がりを無視・軽視する傾向を生み、農民委員会運動が矮小化される危険性があるという点で問題がある。第三に、農民委員会運動の実体がほとんど明らかにされておらず、運動の具体像が把握しにくいという点でも問題がある。

本稿は、以上のような研究上の問題点を念頭に置きつつ、農民委員会運動の展開を、全農全国会議機関紙『農民新聞』、日本共産党非法機関紙『赤旗』、日本共産党合法機関紙『第二無産者新聞』(九六号—一九三二年三月三十一日をもって廃刊、『赤旗』に合併される)を資料として検討する。

島 袋 善 弘

第1表 各紙に記載された農民委員会運動の数

紙 名	30・31年	32年	33年	計
農 民 新 聞	2	58	6	66
赤 旗	—	94	20	114
第二無産者新聞	7	6	—	13
純 計	9	133	24	166

純計は二紙以上に重複して掲載された運動を除いた数字である。

なお、上記三資料による農民委員会運動の件数は、第一表にみるとおり合計一六六件（ほとんど全会派が指導したものであるが、そうでないものも含まれている）である。『赤旗』『第二無産者新聞』に『農民新聞』を上回る農民委員会運動の記載があるのは、この時期にも未だ小作争議以外の運動を、農民運動ではなく、小ブルジョアの政治運動として位置づける傾向があったためではないかと思われる。また運動が三二年に集中しているのは、三一年以前は運動の模索期であり、三三年以後は弾圧が強化され、運動が不可能になったためだと考えてよいであろう。

ば、後者の理解が妥当かとも思われるが、本稿では一般的・常識的な理解に従って、農民委員会運動に小作争議を含めないことにする。

(4) 『第二無産者新聞』五九号（三一年六月九日）

(5) 農民運動史研究会編『日本農民運動史』（一九六一年）所収。なお、農民委員会運動について言及されるばあい、ほとんど一柳論文に依拠しており、同論文以外とりあげて検討する必要はないであろう。

(6) 同前三四四頁

(7) 同前三五七頁

(8) 同前三五六頁

(9) 農民委員会運動の核心的な部分が、部落世話役活動にはないことは、たとえば『農民委員会運動の分野について診療所、結婚、葬式等の世話役団、托児所の建設等もあることが指摘され、このことから農村世話役団の確立が討議ののびり、是非やうといふことになった』（『第二無産者新聞』九六号（三二年三月三十一日）四一〇頁）という全国会議各地代表者会議（三二年三月二日）の討論からも推測されよう。

(10) 『農民新聞』『第二無産者新聞』等未刊の資料は、すべて法政大学大原社会問題研究所に所蔵されているものである。

(11) 本稿では、従来農民委員会運動の事例としてとりあげられてきた製糸女工の不払賃金要求闘争（たとえば『第二無産者新聞』八〇号、八四号に記載されている、全農全国会議に支援された長野県下各地の運動等）は農民委員会運動としては扱わない。というのは、この問題は、むしろ労働問題に属すると考えるべきではないかと思われるからである（断るまでもないが、救農土木事業のような農家の副業としての性格が明らかなものに関わる運動は、農民生活防衛闘争の一環として位置づけられる）。

1 運動形態と特質

一九二九年末の恐慌突入後、闘争課題の面では、恐慌前に比してはるかに深刻度を増した税金・借金・失業・農産物価格等の問題に対応する必要に迫られ、運動の担い手の面では、農民組合の構成員（小作・自作・自小作農）のみならず、窮乏が深化した中農（自作・中小耕作地主）をもまきこんだ運動の展開が要請されるようになった。

(1) 本稿全体の前提として拙稿「一九二〇—三〇年代における農民運動の展開—運動方針の検討を中心として—」（『山梨県立女子短期大学紀要』一三三号（一九八〇年）参照。

(2) 拙稿「農民大会・村民大会運動の展開—一九二〇年代の運動—」（『山梨県立女子短期大学紀要』一四号（一九八一年）参照。

(3) 農民委員会運動の規定については、「農民委員会は、小作人以外の農民にも共通な題目を広汎に取上り、主として小作人以外の層を確保するための……組織である」（全農全国会議常任全国委員会政治部編『全農全国会議とは何か』一九三二年、二六頁）とする一九三一年全会派八月会議の決定と、「小作料も借金も、組合が中心となつて農民委員会の形態（小作争議委員会もそれだ）で闘ふことにその重要性があったのだ」（同前二七頁）とする三二年一月の第二回全国代表者会議の決定とは異なる（農民委員会運動に小作争議を含めるか否かの違い）。農民委員会運動を勤労農民運動と同置すれ

そうした客観的条件の下で、全農全国会議は、運動方針の検討を続けつつ、部落世話役活動を基礎とし、府県—政府へ展開する運動（『農民委員会運動』）を推し進めた。そして、農民委員会運動においては、恐慌前の農民大会・村民大会運動（町村政・県政、農会・産業組合、治水・水利、耕地整理、農産物検査、風水旱害、電燈料等をめぐる闘争）の諸運動を受けつぎつつ、恐慌期特有の諸問題（救農土木事業、飯米獲得、税金・借金の整理等）が主要な闘争課題となった。

ここでは、農民委員会運動の模範例として、全農全国会議機関紙『農民新聞』の「闘争講座」でとりあげられ、「飯米闘争（が）最も効果的に闘はれ、此の闘争を通じて以来闘はれた、『農委活動』の方針が絶対に正しかった事が証明された」といわれる北海道連合会鷹栖支部の飯米闘争によって、農民委員会運動の形態と特質をみることから始めよう。

『農民新聞』は鷹栖村の運動について、次のように記している。

「飯米闘争を如何に激発し組織を拡大したか

北海道連合会書記局（投）

（一）鷹栖村の階級構成と一般情勢

全村戸数一四七三戸中農家二二〇四戸、その内貧農層は小作七四二戸、自作一三〇戸、中農層の自作は二三二戸で村会議員十八名中小作人三名（一名組合員）、行政区画は四十三区（部落）で上川郡中央部に南北五里東西六里の面積を占めてゐる。一九三一年は作付面積四千八百七十町歩中皆無千五百町歩と三分作二千町歩に亘る大凶作に見舞はれた。村債八万八千円滞納税金四万五千円で、貧農大衆は五月頃から既に飯米に窮し、借足しをして命をつないで来た。全農鷹栖支部は上川地方唯一の強力な組織（組合員六十戸）をもち、本年に入ってから借金延納闘争、実費診療所設置闘争等を闘って来たが、まだセクト的傾向をもち未組織大衆を動員して闘ふ方針が実践化されてゐなかつた。

（二）闘争経過

九月に入ってから鷹栖支部の活動的分子は飯米問題を取上げて闘争を激発する方針を決定し、先づ目標部落組合員六名（支部第四班）未組織十四名の第二十九区に働きかけ

（イ）政府の米倉には三百七十六万石の米がうなつてゐる

（ロ）昨年も政府は凶作地（北海道、青森）に代金後払で貸下げた

（ハ）すでに近接の江丹別や上川村では代金後払で飯米を貸与された

以上の様な具体的事実を貧農の戸別訪問によって説明し納得させた結果、区長は貧農の要求によつて九月八日第一回の相談会を召集した。集つて来た部落民二十一名によつて次ぎの事が決議され、実行委員三名（内一名は組合員）が選出された。

（イ）政府米を代金後払で借りること

（ロ）その為め連署請願する事

（ハ）収穫後の闘争に備へるために部落総動員で検見をやる事

（ニ）他部落にも沢山飯米に窮してゐる農民を仲間に入れる事

実行委員は手分けして他部落の貧農に共同闘争を呼びかけると同時に区長を説き廻つて部落総会を召集させた。各部落はそれぞれ寄合ひを開き要求をまとめ代表者を選出した。九月十二日、働きかけた九部落の中六部落の代表者十八名（代表者として区長もゐた）参加して部落代表者会議をもち、請願署名をまとめて村役場に交渉すべき日取りを決定した。九月十四日、十八名の部落代表者は百六十八名の署名をもつて村役場に押しかけ談判した。村長は早速申請し一週間後に米を払下げる様にするからと言明したが、貧農の同志は、村長の甘い言葉で大衆を安心させドラケさせる危険を警戒して各部落に次ぎ次ぎに座談会を持ち込み、座談会では必ず新に貧農の中から部落世話役を選出し、世話役が部落民の中心となつて活動する方針をとつた。

村の中心地である三七・三十八・四十区及び十線十号方面の署名運動（署名者二三六名）も他の同志によつて進められ、未組織農民から独自に持ち出された署名を合して全村五百五十名を突破するに至つた。

九月十九日、主として下から選出された部落世話役よりなる部落代表三十名が、村役場に押しよせ、十月分の申請期限が切れた事を口実に拒絶したが、遂に大衆の圧力で当局をして二十日の区長会議、二十一日の村会にかけて要求貫徹に努力すると言明させた。二十一日村会には貧農五十余名を傍聴に動員した。地主議員共は払下米問題を秘密会議で決定し

ようとし、傍聴に押しかけた貧農大衆に上川『地方水害凶作対策委員会』から道庁に陳情請願する事になってゐるから安心して帰れとゴマ化し手段を弄したが、俺達の死活問題を地主資本家の代弁者ブル道議員やその手先役場吏員に任せておけるものかと、議事堂に頑張り続け、『上川地方水害凶作対策協議会』の道庁への陳情団に貧農代表三名が役場の費用で参加することを可決させた。

二十三日上川地方ブル道議員や地方有志がデッチあげた対策協議会陳情団（貧農代表三名も参加）は道庁に行き長官と面会交渉の結果次の如き言明を得た。水害凶作民の爲め、来年十月迄七十七万石の政府米を要する見込で、内差当り十万石を上川地方農民の爲め上川倉庫に移管する。

私下方法は代金延納で出願者に貸下げ、形式は町村に貸与し、町村は町村会を開いて農民に交付する。窮乏農民を餓死させる様な事は絶対にしない。

鷹栖から出かけた貧農代表者三名は、翌二十四日札幌で開かれる政友民政共同主催の全道農民大会に出席してくれといふ彼等の甘言と御馳走の誘惑を蹴って即日帰村。直ちに各部落で報告座談会を開き、同志達は徒に道庁や役場を信用してデツと待つてゐてはならない事をアデツた。

九月二十五日には百余名を動員して村会に押しかけ、即日私下米を申請する事を決議させたにも拘はらず、役場から何の音沙汰もないので更に三十日百五十名（婦人二名）を役場に動員し、代表四名は二里半の途について上川支庁に行き、出頭中の助役に嚴重談判した結果、請願要求書を受取らせ、十月三日から政府米の来る迄立替米を出すとの誓約を得て、村役場議事堂で焚出米を獲得して待つて居た大衆に此の報をもつて歸つて来た。

十月三日から二日置きに大人四合小供二合の割で立替米が支給される事となり、部落毎に馬車を仕立てて村役場に受取りに行つた。十月十二日政府私下米転貸方法協議の爲めの村会には大衆動員で傍聴し、貧農は傍聴席から発言してブル議員共の奸策を斥して、玄米で支給する事、私下米は所要実費を以て価額とする事、救農工事賃金からの米代差引は合

意の上でする事等々私下米交付規則の各条項を訂正させ、斯くて十月十三日鷹栖への私下米第一回割当分千二百五十俵が農民の手によつて配給されるに至つたのである。

（三）成果と批判

一、次の闘争への発展

以上の闘争を通じ飯米を獲得した鷹栖の同志は私下米交付につきまゝと不正の暴露と監視を嚴重にする爲めに部落世話役を立て、更に飯米闘争に動員された未組織の間に高まりつつある『種籾資金、肥料代の無利子貸与』『官有林薪炭材無償私下』『村税戸数割の免除』等の問題を提げて次の闘争に起ち上がる準備が進められてゐる。

二、組織の拡大

更に特記すべき事は、此の飯米闘争を通じて組織の確保が実現され、部落世話役を設け、消費組合の拡大、婦人の獲得等がなされた。十月五日二十九区の戦闘的婦人二名によつて七人を動員して最初の婦人座談会がもたれ、私下米の話と消費組合の事について話し合ひ、月一回座談会開催すること、未組織婦人の獲得等が協議決定され、鷹栖にステーションを設けることに成功した。

三、中濃の参加

一部落を口火とし全村的に拡大し得たこと、部落の貧農を基礎として未組織貧農のみならず中農層迄も動員し獲得し得たこと。

四、伸縮性ある形態

頭から高度のスローガンを押しつけることではなしに貧困の生活を語るによつてアデプロし、名称の如きも『政府私下米獲得期成会』といふものを大衆に強制せず、実質的な動員組織（世話役活動）を以て闘つたので組織の大衆性を獲得するに役立つた。

五、反戦活動、部落新聞発行の欠如

闘争の最中恰も近接部落から満州出征兵士を送つた際、闘争を通じて反戦活動を捲き起すべきであり、又闘争を永續する爲めにも組織と大衆をつなぐベルトである部落新聞を発行すべきであつた。

六、全国的闘争への発展

政府米払下金額を対外投売値段の八割にしろとの要求を最初から掲げべきであった。特に全国的闘争の一翼としての此の闘争の発展性を考へる時このスローガンは絶対に必要であった。又すべての組合員は未組織大衆の先頭に立って活動する事によって大衆の信頼を得、自然発生的にも立ち上った貧農の要求を支持し、それをより高度な『政府の米倉を解放して貧窮農民へ無償で与へよ』『戦費で窮乏農民を救へ』と全道的闘争に発展せしめる為め部落に於ける凡ゆる不平不満を取上げて部落代表者会議、農代会議等が開かれなければならぬ(後略)』

以上の引用で明らかとなり、農民委員会運動は、第一に、部落寄合から始まって部落代表者会議・対村役場闘争・対道庁闘争に発展し、全国的闘争への展望をもつという、運動形態上の特徴をもち、第二に、『部落の貧農を基礎として未組織貧農のみならず中農層(階級構成についての記述から、自作中農のいみだと理解してよいであろう——引用者註)迄も動員し獲得し得た』と記されるように、運動の担い手の面でも従来の小作農民運動とは異なるものであった。

次に、農民委員会運動の担い手について、いくつかの具体的な闘争で検討しよう。

農民委員会運動は、一般に自作農・耕作小地主をもまきこんで闘われた。たとえば『自作農をも含めて『煙害補償要求同盟』を結成、区内耕地二十町歩全部に煙害補償一万数千円を要求闘争を開始した』(大阪市淀川区姫島の硫曹工場煙害闘争)、『税金闘争は貧農小作人を始め自作農達にも『税金は納めなくていいもの』といふ事を痛感せしめ組織の拡大強化を有利に展開せしめる条件となった』(長野県××郡××村の県税滞納強制処分反対闘争)、『闘争は小地主、町の小ブルを含めて自然発生的に勃発した』(埼玉県児玉町の税金免除要求闘争)等の記述がそれを示している。農民委員会運動への自作農・小地主の参加は、恐慌期特有の運動にも同様にみられる。「村長や村会議員共は役場に押しかけた農民委員会の連中を見て、これまでの全農の幹部とは大分顔ぶれが違っており、まさかと思はれる中農や自作農まで入ってゐるのでびっくりして一たまりもなく折れ……た」(宮城県豊里村の救農土木事業闘争)、『近く失業救済工事に

して着工する……線路工事を提へて宣伝活動を開始し、中農以下の農民全部に影響下に獲得し……役場や地主、村会議員に対して断然闘争を開始した』(長野県上伊那郡美スズ村の救農土木事業闘争)、『信用組合整理反対同盟は小地主から自作農、小作人を含んで加盟者七〇名』(茨城県福岡支部の借金闘争)等々に示される如くである(飯米闘争については、北海道鷹栖村の事例にみたっておりである)。

ところで、このように自作農や耕作小地主が運動に入ってくることは、農民運動にとって、きわめて危険な面をもっていた。というのは、農村の社会関係・政治構造の下では、村落内の上層農民が主導権を握り、運動を総体として抑止し、体制内化させてしまふおそれが強かったと考えられるからである。次に掲げる事例にみるように、全農全国会議は、そうした危険性を指摘し、主導権確保による運動の発展を主張している。

(一) 全国的な電燈料値下げ闘争

「これ迄この闘争が……多くの場合中途半端に終り更に一層進展することが出来なかつた第一の原因は、この闘争は多く自然的に発生したため、その指導権が一部の富農や中農又は地主にさへ握られてゐたといふ点にある」

(二) 高知県香美郡佐岡村の免税闘争

「佐岡村では稲作は害虫のために収穫激減し、田植の納付にも困つてゐる状態であるが、赤岡税務署に対して免税の陳情をしようと先づ田畑所有者の調印を集め、地主である村長、村議等が先頭にたつて活動してゐる。奴等は自分達が窮乏の極にある農民のめしのための切実な要求の先頭に起つことによつて貧乏な小作人達の自然発生的な闘争を食ひ止め、その上、土地を最も多く持つ自分達の税金を免除させていかせざしようとしてゐるのだ」

(三) 秋田県平鹿郡醍醐村の「米よこせ、仕事よこせ」闘争

「農民は毎日の様に役場へ押しかけ、米をよこせ、仕事をよこせと要求してゐる。……大地主から中小地主まで……農会長や村長を先頭に、農民の革命化を抑へるため各村で農民大会を開き、農民を陳情運動の方へそらせようとしてゐる。先月の二十日には醍醐村の村民大会

が樋ノ口で開かれ……二百余名が会場にぎっしり詰った。農会長磯部は『地主小作共同の自力更生だ』とゴマ化し、政府米無利子補償、種粃、食糧を貸せ、公課肥料資金の長期低利融通、冬期の土木事業は打切でなく材料集めとして続けてくれ等の不徹底な要求で農民を釣つてゐる⁽²⁾。

(四) 岡山県児島半島の悪水放流(板紙会社) 反対闘争

「収穫減で……不平でたまらなくなつた漁民貧農は三年前自然発生的に闘争に起ち上つたが、この闘争を指導した地主や村の有力者共は県庁の役人や県議共とグルで『悪水貯水池を作る事、農繁期工場休業、工場拡張はやらぬ』の条件で眠りこませてしまった。……大衆は三年前の苦汁を知つてゐるので、全農全会に信頼し地主富農共をハネのけ……『会社移転、過去の全損害の賠償』の要求を掲げ、これを政治闘争に昂めやうとモリモリ頑張つてゐる」⁽³⁾

(五) 秋田県由利郡大正寺村の滞納税金整理反対闘争

「戦争に夫や伴を奪はれた上に戦争が始まつてから益々負ひ切れぬ税金をかけながら強制取立とは余りひどい、と農民たちは村民大会を開いて整理反対……闘争を捲き起してゐる。勤労農民諸君、小地主共が自己の負担を免れやうとして村民大会を利用せんと策動してゐるから警戒しろ」⁽⁴⁾

以上の諸闘争にみられるように、農民委員会運動において、農民組合は主導権確保の努力をなしつつ、自作農や中小耕作地主をまきこみながら運動を進めたのである⁽⁵⁾。

- (12) 『農民新聞』一七号＝一九三三年二月二日(一)
- (13) 同前一七号及び一九号＝三三年三月一日五(四)
- (14) 『赤旗』一〇九号＝三三年二月五日(四)
- (15) 同前一五号＝三三年一月二五日(四)
- (16) 同前一五三号＝三三年八月一日(四)
- (17) 『農民新聞』九五号＝三三年三月二四(六)
- (18) 『赤旗』一〇六号＝三三年一月二〇(四)
- (19) 法政大学大原社会問題研究所編『昭和恐慌下の農民組合』(一九六五

年一六一頁

- (20) 『赤旗』六九号＝三三年四月八日(四)
- (21) 同前一〇五号＝三三年一月一日五(四)
- (22) 同前一二〇号＝三三年二月二〇(四)
- (23) 同前一二三号＝三三年三月五日(四)
- (24) 同前一五四号＝三三年八月一六日(四)
- (25) 北海道十勝郡音更村の飯米闘争(『赤旗』一〇七号＝三三年二月一日(四))にみられる如く、村有志の計画になる村民大会に介入し、大衆の真の要求を提出して闘うというやり方もとられた。

2 運動の展開と概括

農民委員会運動は、農業経営と農民生活にかかわる諸々の問題を取りあげて闘われた。それは種々の闘争課題がからまり、かなり複雑な性格をもつものが多く、厳密にいえば、一つ一つ性格を異にし、運動形態も異なる。ここでは恐慌期の運動の特徴をもち、また量的にも大きな部分を占める村政改革、救農土木事業、飯米獲得闘争⁽²⁶⁾、借金闘争についてその特徴を略記した上で、全体を概括しよう(農民委員会運動の概要については付表を参照されたい)。

(1) 村政改革

一九二〇年代の農民大会・村民大会運動の中で最も大きな部分を占めた村政改革運動は、この時期にもかなりの展開を示す。増税反対、部落有・村有財産処分問題、村政不正の追及等の二〇年代と同質の村政改革闘争とともに、不況対策の要求、滞納税金整理反対、村税減免要求等、恐慌による農民の窮乏を反映した闘争がかなりみられる。

(2) 救農土木事業

政府が巨額の資金を投下して開墾事業、道路建設、河川改修、治山治水等の公共事業を行ない、農民を就労せしめるとともに、生産諸条件を整備しようとした救農土木事業をめぐる闘争が、恐慌期の主要な闘争課題の一つとなった。救農土木事業をめぐる闘争を課題別に整理すると第2表のと

おりである。救農土木事業が農民の利益を軽視して行なわれたことに対する批判が読みとれよう。

第2表 救農土木事業闘争

闘 争 課 題	件 数
救 農 事 業 要 求	1
救 農 事 業 反 対	5
事業の農民管理要求	4
事業の公正化要求	1
事業の労働条件改善・賃金支払要求	15
そ の 他	4
計	30

『農民新聞』『赤旗』『第二無産者新聞』による。「事業反対」は事業による土地取上げ、増税等があるためであり、「労働条件・賃金支払要求」は、賃金・労働時間改善、税金天引反対・賃金即時支払要求等である。

救農土木事業をめぐる闘争は、署名運動、大衆動員（デモ）、失業者同盟の組織、スト、大衆交渉、区総会、部落代表者会議、農民大会、村民大会等の形で、貧農層を中心としつつも、「未組織の自作農、中農層をも含み」（宮城県豊里村）こんで行なわれた。

(3) 飯米獲得闘争

一九三一年の北海道・東北地方の大凶作および全国一般の不作と、三〇年以來の農業恐慌による経済的打撃とが相まって、農家は飯米にも窮することになった。このために、三二年には、北海道・東北地方を中心として飯米獲得のための運動がかなりの展開を示すことになる。飯米闘争は、政府払下米の貸付、飯米資金の貸付、払下米の公正配給、飯米代金の延納等を要求して、部落（座談会・区総会）―村（部落代表者会議、署名運動、飯米獲得同盟の組織）―県（県庁への大衆動員）へと展開した。

なお、恐慌下の自作農・中農の状況は「最近の農業恐慌で貧農化した中農などの中には、よほど困つてゐても、体面を考へるものがある。（飯米闘争においては――引用者註）そういう小ブル性をよく呑み込んでかかることが大切だ」（栃木県23の状況）、「役場では先に村会を持つて政府救済米は、六円二十銭で現金と引換えに払ひ下げることに決定し……た。しかし……今現金で買ふことの出来るものは中農以上であつて一銭の金にさえ

不自由してゐる小作人、自作農にはまるで問題にならぬ」⁽²⁹⁾（秋田県外小友村の状況）といわれるありさまであつたから、先にも指摘したとおり、飯米闘争には小作人以外の層をも動員されたことが理解されよう。

(4) 借金闘争

借金闘争は、「借金支払猶予」「借金棒引」「差押反対」「不当な取立反対」等の要求をかけた、署名調印、座談会、借金者会議、借金取立反対同盟、大衆行動、農民大会等の形で、高利貸、信用組合、銀行に対して進められた。

以上のような村政改革、救農土木事業、飯米闘争、借金闘争という恐慌期の特徴をもつ闘争の外に、二〇年代の農民大会・村民大会運動以來の諸運動（農会・産業組合、治水・水利、耕地整理、農産物検査、風水旱害、農産物価格、電燈料等をめぐるもの）も引続き一定の展開を示している。それを含めて農民委員会運動全体を集計した結果が第3表である。恐慌下

第3表 農民委員会運動概括表

	部落区	町村	郡地方	道府県	計
三〇・三一年	政業金利息他 県事木水 村農土水・燈の計 町救借治電そ	1 1 1 1 1 5	2 1 3	0	2 1 1 1 2 2 9
三二年	政業米金利息等料他 県事木水検査 村農土水・物旱燈の計 町救飯借治農風電そ	8 5 2 6 1 1 4 27	22 18 22 7 1 5 11 87	2 2 1 2 2 1 1 12	3 1 2 1 7 133
三三年	政業米金利息等料他 県事木水 村農土水・旱燈の計 町救飯借治風電そ	1 1	5 3 2 1 1 2 1 17	1 1 2 1 5	5 4 3 2 2 4 1 3 24

『農民新聞』『赤旗』『第二無産者新聞』による。

の生活窮乏の中で、農民運動がどのような方向に活路を見出そうとしたか

理解できる。

ところで、このような農民委員会運動の規模・質は種々であり、運動の件数をもって農民委員会運動の広がりや深さをはかることは、必ずしも適当だとは言えない。しかしながら、闘争を伝える記事は、運動が当該村・地方・府県にとどまるものでないことを指摘している。それは例えば「電燈会社に対する料金引下げの闘争は富山、長野、山梨を初め全国的に闘はれ且つ広汎な大衆を動員してゐる」(奈良県下の電燈料値下げ闘争)⁽³²⁾、「県下でも特に南部一帯では青年部(全農支部の——引用者註)が先頭に立ち払下米獲得の飯米闘争を大衆行動で戦つてゐる」(青森県五戸町、新庄村の飯米闘争)、「『飯米をよこせ』『払下米を配給せよ』と要求して青森、秋田、栃木、茨城、長野等全国の農村に飯米闘争が捲き起され……た」(全国的な飯米闘争の展開)、「飯米闘争は……同志達の猛烈なアデプロにより窮乏に悩む農村の殆んど全県的に拡大せんとしてゐる」(岡山県財田村の飯米闘争)、「闘争は同じく水害に襲はれた隣接諸地方へ波及してゐるが、その他小規模の税金全免運動は東北地方の各地に起つてゐる」(宮城県南部及び福島県海岸地方一帯四〇ヶ村の水害被害・税金全免闘争)、「既に児玉町の兄弟が立つたと聞いて東児玉、長幡の諸部落も動揺し、全県的にヒロマらうとしてゐる」(埼玉県児玉下町の早越被害・町税免除要求)等と記される如くである。

このような運動の展開・拡大についての記載から、一つの闘争の背後には、一部落から他部落へ、一町村から他町村へ、一地方から他地方へ、一県から他道府県への運動の波及が存在することが理解される。したがって農民委員会運動は、各地の運動の準備や模索等をも含めて、全国的一般的な広がりをもつていたと考えるよいであろう。

このように展開された農民委員会運動は、「官憲は狂気の如く演説会を弾圧し、注意・中止を連続的に加へ、剩へ非常召集の警官を以て総検に出でんとした」(長野県伊那町の不況対策協議会)、「県連から応援に行つた闘士は総てやられ、熟田村は役場へ官憲十余名が常住し、軍人会、青年団をも動員して、男は一切村内へ入れないと云ふ有様だ」(栃木県熟田村の飯米闘争)、「官憲は、無慮三百数十名の大衆検挙をやつた」(神奈川県

県足柄下郡足柄村の水源設置反対運動)等と記されるような厳しい弾圧下で、諸種の闘争に一定の成果を上げつつ進められた。

(26) 救農土木事業、飯米獲得闘争はともに村政闘争とからみつつ展開される(というよりも、村政闘争の一種だとみなしてよいものが多数を占める)が、一応相対的に独自なものとして検討する。

(27) 『第二無産者新聞』九五号(三二年三月二十四日)

(28) 法政大学大原社会問題研究所編『連戦時体制下の農民組合(2)』一二三頁

(29) 『農民新聞』九号(三二年九月一日)

(30) 集計方法は、前掲拙稿「農民大会・村民大会運動の展開」八頁と同一方法である。

(31) 『赤旗』六九号(三二年四月八日)

(32) 『農民新聞』六号(三二年七月一日)

(33) 同前号外(三二年八月二十五日)

(34) 『赤旗』九三三号(三二年八月三〇日)

(35) 同前一一八号(三二年二月一日)

(36) 同前一五三三号(三二年八月一日)

(37) 同前八九号(三二年八月一日)

(38) 『農民新聞』号外(三二年八月二十五日)

(39) 『赤旗』一五〇号(三三年七月二十六日)

むすび

一九三〇年代の農民運動(本稿で検討したことからいえば、全農全国会議・共産党が主導する農民運動)は、農民委員会運動が加わることによつて、どのような影響を受けたであろうか。全農全国会議の試行錯誤過程については既に明らかにしたので、ここでは運動方針の試行錯誤過程が、三〇年代の共産党の方針にどのような形で現れてくるかを見よう。

日本共産党政治テーゼ草案(三一年テーゼ)から検討しよう。

このテーゼは、「農村プロレタリアートと貧農とを中心に農民委員会を組織することは、吾等緊急の重要任務である」⁽⁴⁰⁾と農民委員会的重要性を指摘するが、「資本主義体系内部における農村疲弊の重圧は、半封建的搾取

関係にある小作人を中心とする貧農並に近年益々その比重を増大し來たる農業プロレタリアートの上に集中されている。これらの層こそが、土地問題の革命的解決、農業革命の推進力たり得る。農業危機に当面している今日農村における階級闘争の激化は、広汎なる貧農大衆の土地問題に対する下からの革命的解決を要求していることを証明している」⁽⁴³⁾「勤労農民の半封建的搾取寄生地主的土地所有に対する闘争と帝國主義的搾取と支配に対する闘争とは、『土地を農民へ』のスローガンの下に土地問題解決——地主、天皇、官公有寺社の土地没収、耕作者への土地の分配——の闘争に焦点を結びつつある」と土地革命への取れんを説いている。

「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」(三二年テーゼ)では、「日本における支配体制の第二の主要構成部分は、土地所有——日本農村の生産力の発展を阻害し、農業の退化と農民の主要大衆の窮乏化とを促進するところの、この農村におけるアジア的に遅れた半封建的支配である」⁽⁴³⁾「日本の革命の根本的任務の一つは農業革命であり、その過少評価に対してはあらゆる方法で闘争せねばならぬ」⁽⁴⁴⁾「大地主のみの土地の没収なるスローガンは誤りである。一切の寄生的地主の土地没収の要求を放棄することは、現在の時機における農民の争議が大多数が正に中小地主に向けられているという事情のために、尚更誤診である。この問題に関する動揺は益々展開されつつある農民の闘争から共産党を孤立せしめる」⁽⁴⁵⁾等の文章に示されるとおり、三一年テーゼと同様に土地闘争の重要性を指摘している。ただ、ここで注目すべきことは、農業革命≡土地革命の主張がくり返されたことにあるのではなく、恐慌が深化する中で、「農業革命……の過少評価」、「大地主のみの土地の没収」、土地問題に対する「動揺」が、農民運動の中に、批判を必要とされるものとして存在したということが、読みとれるという点である。

三五年の「日本共産党統一のために」では、「党は、大衆の最も緊急なせつばつまった要求、政府に対する農民の各種要求に、はっきりした形を与える過程に、これらの要求を綱領とする全国的規模における大衆運動をひき起すような状態をつくりだしうるにいたるであらう。……この綱領は小作人の土地取上禁止法制度、税金または借金のかたとして、飯米(一カ

年分の)をとり上げることが禁止する法律の発布、あるいは政府所有の倉庫米を、餓死しつつある農民に無料で支給せよとか、税金をひき下げよとか、いう要求等々を含みうる」と、小作争議以外の運動の重要性を指摘しつつも、共産党の党中央に対する反対派(「多数派」)⁽⁴⁶⁾が、「『すべての農組(農村細胞)は革命的部落世話役たれ』という現在の細胞建設方針は当面の農村組織の中心綱領であり、わが国農民運動の歴史的転換を区別つける基点である」⁽⁴⁷⁾(傍点引用者)と部落世話役活動を基本的任務とする運動を主張したのに対して、「多数派の指導者たちは、日本におけるあらゆる事件の推移が、農業革命に向つて発展しているのだという動かすべからざる事実を、本質的には否定する立場から出発している」⁽⁴⁸⁾「日本の農村における支配的搾取形態は、いまだに、地主による農民の半封建的な搾取である。そしてその故にこそ、貧農と中農は農民の利益のために地主の土地の没収という、統一された共通目標をかかげて、地主に対する統一戦線を樹立することができるのである」⁽⁴⁹⁾と、多数派を批判し、土地革命への取れんをくり返し主張している。

コミンテルンの転換が読みとれるのは「日本の共産主義者への手紙」(一九三六年)においてである。「手紙」には「小作人のみならず全農民の利害は、地主の利害と対立……する」⁽⁵⁰⁾と、一見従来の主張と変わりが無いように見える部分もあるが「農民運動の現段階においては、寄生的土地所有制度に反対するわれわれの活動は、大地主に対して特に峻烈に行なわれなければならないと考える。だが、小地主の土地を耕作する小作人が、その地主に対して闘争を起こした場合には、小作人の側に立ち、支持すべきことは勿論である」⁽⁵¹⁾と、原則的な点を指摘しつつ、「全農民、すなわち、小作人や半小作人のみならず、富農やごく小さい地主のある部分さえふくめた有産農民をもひきいたれた全農民の共同闘争が日本では可能である。……農民を奴隸化する負債、重税あるいは肥料、電気代その他の強盜的独占価格に反対し、飢と窮乏に悩む農民のための遅滞なき国庫救済を要求する闘争のために、農民全体の戦線を作りあげることが、すでに現在全く可能であり、また極めて必要である」⁽⁵²⁾「農民組合が、農民委員会や小作人委員会の創立にあたって単に妨害にならぬのみでなく、反対にそれを援助し、か

つその創立に積極的に参加すべきであるということを繰返して力説しなければならぬ⁽⁵⁵⁾」と、全農民による運動の重要性（＝独自性）を指摘している。

× × ×

共産党の農民運動についての方針というところ、農業革命＝土地革命＝小作農民運動路線であるという、一般的な常識化した共通認識が存在するが、以上みてきたことから理解されるとおり、実は小作争議以外の運動の独自性を認めるか否か（いいかえれば、小作農民運動路線か勤労農民運動路線か）についての矛盾と緊張を伏在させており、運動路線の転換があること（少くともその方向性にあること）を読みとることができる⁽⁵⁶⁾のである。

(40) 石堂清倫、山辺健太郎編『コミンテルン日本にかなするテーゼ集』（一九六一年）六三―六四頁。ここでは農民委員会運動が農村プロレタリアートと貧農の組織とされており、全国会議の理解（農民委員会運動を勤労農民運動とする）と異なる。これは、農民委員会運動を勤労農民運動として把握すると、農業革命路線＝小作農民運動路線と矛盾する側面をもつことになるため、それをさけるために規定しなおされたものだと考えてよいであろう。

(41) 同前五四頁

(42) 同前六三頁

(43) (44) 同前八三頁

(45) 同前八七頁

(46) 同前一五四頁

(47) スパイ問題で共産党内の相互不信がつのり、事実上党が壊滅した三五年に結成された共産主義グループの分派。

(48) 前掲『日本にかなするテーゼ集』一六二頁

(49) 同前一六五頁

(50) 同前一六四頁

(51) コミンテルンの指導を離れた「多数派」が、いちはやく「わが国農民運動の歴史的転換」を主張しているのは、注目すべき点である。

(52) 前掲『日本にかなするテーゼ集』二〇八―〇九頁

(53) 同前二一五頁

(54) 同前二二三頁

(55) 同前二四頁

(56) 本稿ではもっぱら全農全国会議の運動を検討したが、全農総本部の運動については別に整理する必要がある。さし当り、主として運動方針を検討した大島清「昭和恐慌と反独占農民運動」（『経済志林』四八卷三号、一九八〇年）、個別的運動を詳細に解明した長原豊「昭和恐慌克服期に於ける農民運動の一面——三三―三五年農民食糧差押禁止法獲得闘争をめぐって——」上・下（『日本史研究』一二七・一二八号、一九八一年）を参照されたい。

（一九八一・一一・六）

付表 農 民 委 員 会 運 動 の 概 要

整理番号	年 月	関 係 地 域	指導組織	闘 争 課 題・要 求 事 項	運 動 の 概 要	結 果	資 料
町 村 政 ・ 県 政							
1	31年10月	宮城県前谷地村	全農支部	富農による区有財産分譲反対	部落民大会(30余名)	—	M 77(⇒)
2	" "	沖縄県大宜味村	—	村財政の膨脹反対 他	村政革新同盟組織、調印(総戸数の9割)	—	N 5(⇒)
3	32年 1月	長野県南佐久郡田口村	全会支部	不況対策、区有林払下げ反対	全村的な不況対策委員会組織	—	M 90(⇒)
4	32年 2月	秋田県大曲市四ツ谷	全会支部	滞納税金棒引、予算削減	村会へおしかける(最大150人)、演説会	要求承認	N 5(⇒)
5	" 2~ 3月	長野県南佐久郡海瀬村	"	不況対策要求、産業組合設立反対	区民大会、不況対策委員会組織(60名)、村会と大衆交渉	道路工事 獲得	A 70(⇒)
6	" 3月	秋田県仙北郡四ツ屋村	"	滞納税金取立反対、雑種税廃止他	村会に大衆動員(150人)、農民大会	取立中止 ・減 税	A 69(⇒)
7	" "	新潟県北蒲原郡市ヶ瀬村	—	学校統一問題(全村民の反対)	村民大会・部落総会、役場・県庁へ押しかけ	—	A 104 付録 (⇒)
8	" 4月	千葉県山武郡二川村	全会支部	財政整理反対、村長辞職要求	座談会、部落寄合、村民大会(200名)他	—	A 75(⇒) N 5(⇒)
9	" 春~	群馬県群馬郡古巻村	"	納税反対、飯米獲得	税金不納運動(全村の9割獲得)、役場に押しかけ	—	A 100(⇒)
10	" 4~ 5月	千葉県安食町	"	税金支払延期、滞税差押反対	役場に大衆動員、演説会	村長辞職	N 5(⇒)
11	" 5月	宮城県岩出山町	"	不況対策(賃上げ、減税、失業者救済等)	役場へデモ(40名)、町長宅へデモ	要求の大部分獲得	N 8 (⇒) A 90(⇒)
12	" 5~ 6月	山形県西置賜郡浅立部落	"	区有林の村統一反対、学校増築反対	区民大会(200戸中170戸参加)	—	N 6(⇒)
13	" 6月	宮城県加美郡宮崎村	"	村有山林の払下げ・代金値下げ・分納	役場交渉、村会にデモ(150戸の農家全部参加)	要求貫徹	A 90(⇒)
14	" 6~ 7月	長野県南佐久地区栄村	"	小学校増築の不正糾弾	同盟休校(村民の6割442名参加)	村 長・ 助役辞職	N 7(⇒)
15	" 7月	" 伊那町	"	不況対策	不況対策協議会(300名)	—	A 89(⇒)
16	" "	岐阜県飛騨大八賀三福寺区	—	村税の猶予	区民大会	—	A 89(⇒)
17	" "	秋田県山本郡鹿渡町	—	救済米の配給公正化、学校建築反対	町民大会(八百余名)	—	A 89(⇒)
18	" 7~ 8月	" 仙北郡千屋村	全会支部	村民への返還金を神社に寄付することに反対	役場に押しかける	返 還 金 獲得	A 90(⇒)
19	" "	" " 生保内村	"	部落財産問題(詳細不明)	反対派の村会議員宅を襲撃	—	A 90(⇒)
20	" 7~ 9月	群馬県勢多郡南橋村荒牧	"	貧農による開墾、費用の基本財産支出 他	開墾実行委員会(地主中心)に要求	—	A 100(⇒)

整理番号	年 月	関 係 地 域	指導組織	闘 争 課 題・要 求 事 項	運 動 の 概 要	結 果	資 料
21	〃 8月	長野県東筑摩郡波多村	—	水道反対、村長の不当支出追及	役場を占領(150名)、水道派村議宅を襲撃	—	A 93(三)
22	〃 〃	三重県一夫郡天白村曾原	全会支部	新区長(農民組合員)が区有財産管理の引渡しを要求	支部総動員で交渉	—	A 93(三)
23	〃 〃	茨城県行方郡秋穂村	—	村税滞納整理反対、払下米配給	村民大会(数百人)	—	A 93(三)
24	〃 〃	長野県中箕輪村	全会支部	払下米貸付け、仕事よこせ、税金・借金延期	不況対策研究村民大会を開き役場へ押しかけ(100名位)	—	N 9(三)
25	〃 8～9月	千葉県山武郡千代田村岩山学区	—	学校移転反対	部落寄合、村会に押しかけ(部落総動員)	要求貫徹	N 10(三)
26	〃 〃	〃 北部地区豊住場	全会支部	滞納税金の減額	寄合、役場交渉	減税獲得	N 11(三)
27	〃 10月	三重県飯南郡西黒部村西黒部	—	区有財産の平等分配要求	村会に押しかける(農民60名)	—	A 101(五)
28	〃 12月	長野県××郡××村	全会支部	県税滞納処分反対	20数名で役場に押しかける、競売妨害	—	A 115(四)
29	32年12月	新潟県中蒲原郡川東村赤羽	全会支部	税金の滞納処分反対	農民大会、自衛団の組織	—	A 115(四)
30	〃 一	岐阜県長良村	全会県評	岐阜市への合併反対	反対調印運動、座談会	—	A 104 付録(二)
31	32年12月～33年1月	山形県最上郡古口村	—	村税滞納整理反対	村民大会の動き	—	A 115(四)
32	〃 〃 〃 〃	新潟県東頸城郡安塚	—	税務署復活反対(税金取立が厳しくなる)	地主・村長を先頭に反対陳情	—	A 115(四)
33	33年1月	秋田県平鹿郡吉田村	—	飯と仕事をよこせ	役場に殺倒(農民60余名)	—	A 114(四)
34	〃 〃	滋賀県犬上郡西甲良村呉竹	—	小学校改築費の課税反対	小学校に押しかける(農民150名)	—	A 115(四)
35	〃 1～2月	秋田県由利郡下川大内村	—	小学校新築反対(増税があるため)	村税不納同盟、児童300名の盟休	—	A 120(一)
36	〃 5～9月	大阪府泉南郡多奈川村	—	火薬庫設置反対	府庁に押しかける(村民200名)	—	A 159(四)
37	〃 7～8月	秋田県由利郡大正寺村	—	滞納税金の強制整理反対	村民大会(小地主の参加)	—	A 154(四)
救 農 土 木 事 業							
38	31年2月	三重県佐田	全農支部	道路工事要求	村会への大衆動員、失業者同盟組織	—	M 48(二)
39	32年2月	宮城県豊里村	全会支部	失業救済事業を勤労農民本位に	失業者委員会結成、役場へ押しかけ交渉、署名運動(中農・自作農の参加)	管 理 権 獲 得	M 95(一)
40	〃 7月	新潟県中蒲原郡庄瀬村	—	不況救済事業(道路工事)反対	役場に押しかける(150余名)、署名運動	道路拡張取 消	A 88(四)
41	〃 7～8月	高知県平田村黒川	—	砂防工事主任の横暴反対	工事主任のところに押しかける(50名)	—	N 9(三)

42	〃	8月	岡山県苫田郡郷村河本	全会支部	救農土木事業の公平な割当を要求	児童盟休、農民大会（500名）、税金不納	事業の公平化	N 9(≡) N 11(≡) A 98(四) A 104(四)
43	〃	9～10月	三重県新屋之庄	〃	救農工事の労働条件改善（賃金・労働時間等）	失業者同盟の組織、村役場に押しかける	—	N 12(≡)
44	〃	〃	秋田県由利郡北内越村	〃	救農事業の賃金引上げ要求	「部落新聞」で宣伝	—	A 108(四)
45	〃	9～11月	〃 角鹿郡大湯町	—	救農工事の労働者農民管理	署名運動	—	N 12(≡) A 109(四)
46	〃	10月	長野県下高井郡穂波村	—	堤防工事の賃金値上げ要求	全員サボ（200名の農民）	—	A 106(四)
47	〃	〃	高知県須崎営林署管内	—	村道工事の未払賃金即時支払要求	警察・営林署に押しかける（農民40名）	—	A 106(四)
48	〃	10～11月	宮城県仙台市外の六郷・七郷村	全会支部	飛行場設置（＝救農事業）反対	関係小作人と関係農漁民による反対運動	—	A 105(四)
49	〃	〃	新潟県中蒲原郡曾野木村	—	救農事業の賃金・労働時間改善、請負反対	土木組合組織（80名）、役場に押しかける、工事監視委員選出	—	A 106(四)
50	〃	〃	茨城県平館町金井	—	県道拡張工事反対（田畑をつぶされる）	消防組員脱退、町税不納同盟（農民50余名）	—	A 106(四)
51	〃	〃	新潟県刈羽郡中鯖石村与板	—	当局計画の路線工事反対、工事費を配分せよ	大衆的に闘争	—	A 106(四)
52	〃	〃	秋田県仙北郡四ツ屋村	全会支部	道路反対（土地取上げ、税金取立強化のおそれ）	部落新聞でアジプロ、大衆的な反対運動	工事を部落毎に管理	A 108(四)
53	〃	〃	北海道十勝地区鷹栖村	〃	救農道路工事の賃上げ要求	スト、部落代表者会議、闘争組織結成	要求獲得	N 14(≡)
54	32年10月～33年 1月	長野県上伊那郡美スズ村	〃	〃	救農道路工事の農民管理、賃金からの税金天引き反対	村会への大衆動員、役場交渉（中農を影響下に獲得）	要求貫徹	A 106(四) N 14(≡) N 16(≡)
55	32年11月	愛媛県温泉郡	—	—	救農工事の未払賃金即時支払、人間的取扱いを要求	一斉スト（労働者農民 150名）	—	A 106(四)
56	〃	〃	秋田県平鹿郡旭村	—	救農工事の労働条件（賃金・労働時間）改善	ストを宣言	—	A 108(四)
57	〃	11～12月	〃 由利郡下川大内村新沢	—	救農工事の賃上げ要求	大衆デモで役場に押しかける	賃上げ獲得	A 112(四)
58	〃	〃	埼玉県寄居町	全会支部	〃	役場へ大衆交渉（200名の未組織大衆を動員）	要求獲得	N 15(≡) A 113(四)
59	〃	12月	秋田県吉田町	—	救農工事のための増税反対	村長・役場に納税拒絶の異議を提出	—	A 115(四)
60	〃	〃	茨城県真壁郡長讃村	—	救農事業費を村税に割当てることに反対	村民が村長・村議の総辞職を迫る	村長・村議辞職	A 115(四)
61	〃	〃	沖縄県佐敷村	—	救農道路工事の低賃金・労働時間等	工事現場に押寄せる（農民数百人）	—	A 116(四)

整理番号	年 月	関 係 地 域	指導組織	闘 争 課 題・要 求 事 項	運 動 の 概 要	結 果	資 料
62	32年12月～33年 1月	長野県西箕輪村羽広	全会支部	救農工事による負傷者の治療費を村で出せ	区総会で決議	要求貫徹	N 16(≡) A 116(四)
63	〃 〃 ～33年 2月	〃 上小地区礪陽村	〃	救農工事の労働条件(時間と賃金)改善、費用の地主負担	村民大会、職場大会	要求全部承認	N 16(≡) A 120(≡)
64	33年 1～ 2月	岐阜県羽島郡	〃	救農工事の管理権	広汎な米組織を動員して役場に押しかける	管 理 権 獲得	A 120(≡)
65	〃 1月	兵庫県北淡地区中田村	〃	救農事業の賃金即時支払	県土木出張所に交渉、役場にデモ(二百余名)	賃金獲得	N 16(≡)
66	〃 2月	茨城県(以下不明)	—	救農事業(国道改修)の賃上げ要求、工事中止反対	役場へ数回のデモ	—	N 17(≡)
67	〃 7～ 8月	静岡県小笠郡西郷村石ヶ谷	全会支部	救農道路工事に補助金を要求	村議及び石ヶ谷区民は村当局に厳談	—	A 153(四)
飯 米 闘 争							
68	32年 1月	青森県奥内村	—	払下米の不正配給を正せ	村長・地主の不当を徹底的に糾弾	—	M 90(≡)
69	〃 〃	〃 十和田村	—	〃 〃	〃 〃	—	M 90(≡)
70	〃 5月	〃 五戸町	全会支部	払下米の無利子配給	町議会上にデモ(農民87名)	要求貫徹	N 6(→) A 83(四)
71	〃 5～7月	〃 新庄村	〃	払下米要求	役場・県庁に押しかける(約 100名)	払下米獲得	N 6(→) N 8(≡) A 83(四)
72	〃 7月	三重県松坂町	—	飯米払下げ(=主要)、減税、肥料貸与	町議会上に押しかける、町内デモ	—	A 90(→)
73	〃 〃	北海道	全農協議会	飯米獲得闘争	札幌払下米獲得期成同盟(13無産団体)、代表者が道庁に押しかける	—	N 号外=32.8.25(→)
74	〃 〃	秋田県山本郡鹿渡町	—	政府救済米不公正配給、学校増築問題	町民大会(850名動員)	—	N 9(≡)
75	〃 〃	群馬県吾妻郡中之条町	全会支部	払下米要求	部落の米消費調査、役場交渉、座談会	—	A 100(四)
76	〃 〃	栃木県芳賀地区山前村	〃	飯米獲得	村会へおしかけ(組合員40名、未組織70名)、請願調印運動、村会闘争委員会	政府米払下げの約束	N 8(≡)
77	〃 7～8月	秋田県鹿角郡大湯町	—	払下米の獲得	役場に押しかける(男女農民300名)、署名調印(870名)	—	A 87(四) N 9(≡)
78	〃 〃	栃木県塩谷郡熟田村	全会支部	村の基本財産で払下米をよこせ	役場へデモ(120余名)、座談会、区総会、部落代表者会議	飯米獲得	A 88(四) A 89(四) N 号外=32.8.25(→) 他

79	32年 7～ 8月	秋田県仙北郡外小友村	全会支部	政府米を無利子で秋まで貸せ	部落代表者会議、署名運動、村民大会	—	A 90(→) N 9(→)
80	〃 〃	岡山県財田村	〃	飯米獲得(＝主要)、減税、失業手当	窮乏打破同盟を組織、村民大会、役場交渉、署名調印	—	A 93(→) N 9(→)
81	〃 〃	千葉県安食町矢口	〃	払下米貸下げ要求、飯米のため神社の金を貸せ	区民大会、役場に押しかけて交渉	要求貫徹	N 9(→) N 10(→)
82	32年 8月	栃木県喜連川町	〃	飯米獲得	役場へのデモ(120～30名)	村長拒絶	N号外＝ 32.8.25 (→) A 90(→)
83	〃 〃	〃 大宮町	—	〃	役場へ動員(約70名)	—	N号外＝ 32.8.25(→)
84	〃 〃	〃 河内郡瑞穂野村	全会支部	飯米獲得(＝主要)、税金猶予、借金不払	村会開会要求	—	A 92(→)
85	〃 〃	群馬県群馬郡車郷村	〃	飯米獲得(農会の金で飯米を買え)	調印(180名)、村会傍聴、役場へ押しかけ(5名の支部員が30名に拡大)	飯米獲得	N 10(→) A100(→)
86	32年 9月	秋田県由利郡亀田町蚊田	〃	政府米払下げ、欠食児童解消 他	代表者4名町長宅に押しかける	町長拒絶	A101(→)
87	〃 〃	北海道鷹栖村	〃	飯米を代金後払いで要求	署名請願運動、村役場への大衆動員・交渉(八部落250名の農民参加、中農層まで動員)	—	N 12(→) N 17(→) N 19(→)
88	〃 〃	三重県下各地	〃	飯米獲得	5つの支部・班で闘争	—	A102(→)
89	〃 9～10月	北海道北見地区	〃	米よこせ要求	「北見地方米よこせ会」組織、署名運動(労働者と共同)	—	N12(→)
90	〃 〃	〃 北見地区津別村	〃	〃	村役場へ押しかける(300名)	—	N 12(→)
91	〃 〃	〃 十勝地区音更村	〃	払下米要求、払下米代金の延納	村役場と交渉、村有志計画の村民大会に介入(未組織を動員)	—	N 12(→) A107(→)
92	〃 10月	北海道美深町	—	政府米の無保証貸付けを要求	役場に殺倒、議事堂を占領(農民百余名)	—	A103(→)
93	〃 〃	三重県落合郡浜郷村	—	払下米は代金後払いで配給せよ	役場に押しかけ、村当局に詰めよる	米10俵獲得	A103(→)
94	〃 10～11月	秋田県下数町村	—	払下米代金の延納要求	県庁・知事に要求を提出	県は拒絶	A114(→)
95	〃 〃	青森県下数町村	—	〃 〃	〃 〃	〃	A114(→)
96	〃 12月	北海道根室国函舞村	—	払下米の送付要求(代金は送金済み)	村役場に押しかける	—	A113(→)
97	33年 1～ 2月	愛知県北設楽郡の40町村	—	飯米獲得	農民を先頭に農村労働者・失業者を含めた闘争の動き	—	A119(→)
98	〃 8月	秋田県平鹿郡境町村	全会支部	飯米給与、種もみの無償配給 他	村長との交渉、デモで村会に押しかける(百余名の農民)	—	A158(→)
99	33年 9～12月	北海道鷹栖村	〃	政府米代金の延納要求	区総会、部落代表者会議(19部落の広汎な未組織大衆を動員)	—	N 24(→)

整理番号	年	月	関 係 地 域	指導組織	闘 争 課 題・要 求 事 項	運 動 の 概 要	結 果	資 料
借 金 闘 争								
100	31年12月～32年	3月	長野県西筑輪村	全会支部	借金取立延期	借金者会議、貸金会社へ押しかけ	—	N 5(≡)
101	32年	2月～	長野県下	—	借金の無利子・無期延期	調印活動(全会支部参加)	—	N 6(→)
102	〃	3月	岐阜県古城郡船津町	—	高利貸に対する不満	高利貸4戸を襲う(群衆数百名)	—	A 68(→)
103	〃	3月	北海道オサン支部下利別班	全会支部	差押反対、借金棒引(個人争議)	強制執行に異議申立、大衆行動で談判	借金減額	A 69(→)
104	〃	春	群馬県群馬郡古巻村	〃	信用組合の借金取立反対	300名の署名	—	A 100(→)
105	〃	6月	三重県瀧原村	〃	借金支払猶予	農工銀行へ大衆行動で押しかける	支払猶予 獲得	A 81(≡)
106	〃	〃	秋田県大曲支部寄居	〃	信用組合の借金取立反対	未組織を含めて年賦償還を交渉中	—	N 11(≡)
107	〃	8月	〃 大曲支部小貫班	〃	借金の示談解決を要求	大衆競売(競売妨害)	—	N 11(≡)
108	〃	〃	岐阜県美濃地方	〃	借金支払猶予、講会の中止	農民大会、村民大会	—	A 98(→)
109	〃	9月	福岡県直方市	—	自作農創設資金の納入延期	市役所に押しかける(農民200名)	—	A 100(→)
110	〃	9～10月	鹿児島県東襲山村清水村	全会支部	借金棒引、肥料代延期	借金取立反対同盟、全部落の署名 (新組合員獲得)	—	N 12(≡)
111	〃	10月	長野県上伊那地区(以下不明)	〃	借金証書返還、差押解除(個人争議)	高利貸宅へデモ	証書返還	A 108(→)
112	〃	10～11月	〃 西春近村	〃	借金棒引(個人争議)	全農組合員を動員して押しかける	借金棒引	A 108(→)
113	〃	〃	〃 上伊那地区羽広	〃	借金支払延期、棒引	座談会、デモによる大衆交渉(新組合員 100名獲得)	—	N 13(→)
114	〃	〃	三重県射和支部	〃	借金闘争	未組織農民を応援(未組織農民を組織に吸収)	勝利解決	N 14(≡)
115	〃	11月	福島県会津地区新鶴村	〃	差押反対(個人争議)	差押解除を交渉	要求承認	N 14(≡)
116	33年	2月	富山県大沢野支部	〃	二重取立訴訟の訴訟費用要求(個人争議)	高利貸宅へデモ	訴訟費用 獲得	N 19(≡)
117	〃	7月	〃 池多支部××班	〃	差押反対	競売場での大衆行動、債権者へのデモ	—	A 156(→)
治 水 ・ 水 利								
118	30年	8月	北海道津別村	全農支部	発電所との水問題	発電所・役場にデモ(農民70名)	要求貫徹	M 31(≡)
119	32年	5月	沖縄県国頭郡5町村	—	水源地付近に療養所の設置反対	反対同盟組織、屢々村民大会(最大 5,000の農民)	—	A 84(≡)
120	〃	6～7月	長野県南熊井	全会支部	地主による水源地買収反対、農民に水利を	水利問題闘争委員会結成(農民86名)、県庁に度々押しかける	—	N 8(≡)

121	32年 9月	福岡県黒崎村黒手	全会支部	区画整理のため貯水池の水を止めたことに反対、損害金要求	水利権放棄反対同盟組織、演説会(300名)、大地主宅にデモ	要求貫徹	N 10(≡) N 11(≡)
122	〃 12月	岐阜県墨俣町	—	犀川切落し工事の土地取上げ強行反対	部落集会を開いて内務省、県庁、町役場に抗議、工事現場占領(全町の農民参加)	—	A 113(四)
123	33年 7月	神奈川県足柄下郡足柄村	—	上水道の水源設置反対(旱魃をもたらす)	部落会議、試掘事務所・村長宅を襲撃(13部落の農民)	—	A 150(四) A 153(四)
124	〃 〃	青森県東津軽郡横内川沿岸	—	水利要求	水道水溜池に殺倒、配水止口を破壊し水田に水を誘導	—	A 154(四)
農 産 物 検 査							
125	32年 1月～	岐阜県下	全会支部	産米検査制度反対	反対期成同盟を組織(4,000人)、集会	—	M 88(≡) A 105(四)
126	〃 4～ 5月	群馬県下数町村	〃	県営木炭検査反対(検査の厳しき、費用と手数)	部落寄合、調印集め(800名)、県に陳情書提出	—	N 5(≡) A 78(≡) A 79(≡)
127	〃 10～11月	新潟県水原郷	農民組合	産米検査反対(検査の厳しさ、検査員の横柄な態度)	県庁に押しかける(300名)	—	A 105(四)
128	〃 10月～	福島県浜三郡	—	県営木炭検査反対	数十名の代表者が当局に中止を要求	—	A 113(四)
風 水 旱 害 等							
129	32年 9月	北海道根室郡中春別下富岡	—	水害救済を要求	根室支庁に押しかける(50余名の農民)	救済土木事業を承諾	A 100(ノ)
130	〃 9～10月	〃 剣淵村	全会支部	水害救済を要求(政府米払下、救済事業の実施、公課免除 他)	署名運動、座談会、村民大会(全村の貧農 500名)、道庁への陳情委員選出	—	A 101(四) N 12(≡)
131	〃 〃	〃 土別村	—	水害・凶作農民救済	150名の農民が村役場を襲撃	—	N 12(≡)
132	〃 〃	〃 夕張郡長沼村	全会支部	水害被害者救済	全村被害者大会(農民1,300名)、署名	—	A 101(四) N 12(≡)
133	〃 10月	〃 上川・北見地区	〃	水害地の救済闘争	大衆動員、村会への殺倒、被害者大会等	—	A 103(≡)
134	〃 〃	〃 空知郡岩見沢町	—	水害救済事業を起せ	役場に押しかける(農民60名)	—	A 103(≡)
135	〃 〃	高知県香美郡佐岡村	—	虫害のため免税要求	調印を集める(村長・村議が先頭に立つ)	—	A 105(四)
136	33年 1月	宮城県南部及福島県海岸地方	—	水害のため税金全免要求	40ヶ村農民の大衆的運動	1 年 間 納税延期	A 118(四)

整理番号	年 月	関 係 地 域	指導組織	闘 争 課 題・要 求 事 項	運 動 の 概 要	結 果	資 料
137	33年 1～ 2月	秋田県平鹿郡醍醐村樋ノ口	全会支部	凶作のため米と仕事を要求	毎日のように役場へ押しかける、村民大会（200名）、農会長・村長を先頭に農民大会	—	A 120(四)
138	〃 2月	福島県相馬、双葉、石城郡	—	風水害のため米・肥料等を要求	三郡の農漁民の要求、三郡農会長会議	—	A 123(三)
139	〃 8月	埼玉県児玉町下町	全会支部	旱魃被害のため3ヶ年の町税免除	町会総会(120名)、交渉委員30名役場に押しかける(小地主の参加)	—	A 153(四)
電 燈 料							
140	31年 2月	長野県南信地方	全農支部	電燈料3割値下げ	値下期成同盟、電燈料延納同盟、電燈料共同保管、各地に需要者大会	—	M 59(二)
141	〃 一	鹿児島県下5郡	〃	電燈料値下げ要求	代表者会議、会社を要求をつぎつける(5郡下の農民)	—	M 67(三)
142	32年 2月	奈良県下5郡	全会県連	〃 〃	部落で料金の供託、不納同盟	—	A 69(六)
143	〃 6月	兵庫県淡路	全会支部	〃 〃	電燈料値下げ同盟	—	A 81(三)
144	〃 8月	奈良県生駒郡片桐村西田中	—	送電停止反対	電燈料滞納同盟、電燈会社へデモ	—	N 9(三)
145	33年 2～ 3月	宮城県吉田郡歌津村、唐桑村	—	水害罹災者の電燈料免除要求	電燈会社へ要求	—	A 129(四)
耕 地 補 償・入 会 権 等							
146	32年 3月	群馬県富士見村	全会支部	払下国有地の開墾要求	調印(六百余名)、村民大会(200名)、富士見村開墾実行同盟、村長に談判	—	A 83(四)
147	32年 8月	北海道十勝地区東瓜幕	〃	種馬場用地の馬草の刈取禁止に反対	代表が種馬場に交渉	要求貫徹	N 10(三)
148	〃 8～ 9月	山梨県郡内市協船津支部	〃	ザル用笹竹をとるための入山料をまける	入山料値下げ請願署名運動	—	N 11(三)
149	〃 〃	〃 郡内市協明見支部	〃	恩賜林下草刈取問題	広汎な部落大衆を動員	—	N 11(三)
150	〃 10～11月	大阪府南河内郡国分村	〃	土妙捨場のための提供耕地に対する補償金、工事への組合員雇用	内務省出張所・村長・村会へデモ、ビラ撒き	補償金獲得、組合員雇用	A 108(四) N 14(三)
煙 害・悪 水 等							
151	32年10月	青森県外泊川町	全会支部	飛行場設置反対(油の流出・騒音等)	関係小作人と沿岸漁民による反対運動	—	A 105(四)

152	32年11月	大阪府東成区天王田支部	全会支部	味の素工場の煙害による減収の補償要求	煙害補償支給嘆願委員会組織（自小作農民を動員）、嘆願書を会社に提出	—	A 109 (四)
153	〃 〃	福岡県北九州地区黒崎支部	〃	塵芥場の煙による稲の損害賠償要求	八幡市衛生主任のところにおしかける	損害金獲得	N 14 (三)
154	32年11月～33年 1月	大阪府西淀川区姫島	〃	硫曹工場の煙害による作物の被害補償要求	煙害補償要求同盟（自 作農を含む）、調印、会社に押しかけ事務所を占領	勝利解決	A 109 (四) N 16 (三)
155	33年 1～ 2月	〃 西淀川区 炉支部	〃	硫曹工場に耕地の煙害賠償要求	会社の事務所占領	賠償獲得	A 120 (四)
156	〃 〃	岡山県児島半島	全会県評	板紙会社の悪水放流による農漁業損害補償	部落代表者会議、闘争委員会（8ヶ町村千名余の農漁民）	—	A 123 (三) N 19 (一)
包 括 的 要 求							
157	31年10月	新潟県西蒲原郡粟生津村 他	全農支部	諸要求（農家廃止、税金引下、借金猶予 他）	3ヶ村の農代会議、農民大会（400名）	—	M 79 (三)
158	32年 6～ 7月	岐阜県富岡村	全会支部	農民生活擁護（借金、肥料代、飯米 他）	農民生活擁護同盟の結成、調印（全村の貧中農）、村長に請願書提出	—	N 7 (一)
159	32年12月	北海道上川地方	〃	諸要求（年貢、払下米、救農工事）	32ヶ村の農民代表者会議	—	N 16 (四)
そ の 他							
160	31年 8月	千葉県印旛郡豊住村	全農支部	無産者診療所設置	診療開始	—	M 76 (三)
161	32年 2月	秋田県仙北郡大湯沢	全会支部	農村貸金引上げ要求	支部農民相談会の開設	—	M 94 (三)
162	〃 4月	鹿児島県清水村駒久保	〃	兵器（飛行機）献納寄付金反対	婦人部座談会	—	N 6 (一) A 85 (四)
163	〃 4月～	岡山県倉敷市名田部落	〃	火葬場移転反対	児童の盟休、市会・市当局に大衆行動	要求貫徹	A 76 (一) A 77 (四)
164	〃 9～10月	秋田県由利郡北内越村内越	〃	農村青年の無償労働廃止要求	雇主以外の部落農民の大部分賛成調印	〃	A 108 (四)
165	〃 11月	山梨県南都留郡福和村吉田	〃	無産診療所設置	診療所開設	—	A 114 (四)
166	33年 1～ 2月	〃 八代中部八代支部	〃	娯楽場設置要求	未組織青年を動員し村の顔役に交渉	要求貫徹	N 19 (三)
年月は資料から推定したものが多く、関係地域は資料記載のまま記した。指導組織は、ほとんど全農全国会議が関わると思われるが、記事から推定できないばあい、一を記した。資料欄の略号Mは『第二無産者新聞』、Nは『農民新聞』、Aは『赤旗』の略であり、たとえば、N 5(三)は『農民新聞』第5号第三面の意味である。							